

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 14 日

学校法人至善館

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人至善館

監事

谷本昌信

印

監事

日比野勇志

印

私たちは、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日 施行）第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人至善館の寄附行為（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 16 条、並びに学校法人至善館監事監査規程（令和 7 年 3 月 4 日施行）の規定に従い、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、下記のとおり、監査報告書を提出いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席いたしました。必要に応じて、理事長並びに事務局スタッフにヒアリングを行い、意見を述べました。それらを通じて、法人の現況並びに将来のビジョンについて把握するように努めました。

また、会計監査人より、期末に報告及び重要事項についての説明を受け、意見の交換をしました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく、学校法人および大学院大学の妥当で有効な運営が行われていると認めました。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている計算書類は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示していると認めました。
- (3) 理事の業務執行の状況については、不正行為、法令又は寄附行為に違反する重大な時事実はないものと認めます。

以上